

ロシアにおける 2007 - 08 選挙サイクル

2007/12/16

上智大学外国語学部ロシア語学科 上野俊彦
<http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html>
uenot@mc.newweb.ne.jp

1. 国際選挙監視

1.1. 日本によるロシアの連邦レベルの選挙監視

表 1 日本の選挙監視団の派遣

投票年月日	選挙の種類	派遣人数
1993 年 12 月 12 日	憲法採択の国民投票、国会会議および連邦会議選挙	22
1995 年 12 月 17 日	国会会議選挙	8
1996 年 6 月 16 日	大統領選挙（第 1 回投票）	2
1996 年 7 月 3 日	大統領選挙（決選投票）	0
1999 年 12 月 19 日	国会会議選挙	2
2000 年 3 月 26 日	大統領選挙	0
2003 年 12 月 7 日	国会会議選挙	0
2004 年 3 月 14 日	大統領選挙	0
2007 年 12 月 2 日	国会会議選挙	3

上野は、1995 年、1996 年 6 月 16 日、1999 年、2007 年に参加。

1.2. 日本の 2007 年 12 月の選挙監視への参加

ロシア連邦中央選挙委員会が、欧州安全保障協力機構（The Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE）の下部組織である民主制度人権事務所（Office for Democratic Institutions and Human Rights: ODIHR）の 70 名を招待したが、ODIHR は派遣を中止。

その後、2007 年 11 月中旬、ロシア連邦中央選挙委員会は、米国、カナダ、日本等の中央選挙管理委員会に若干名の派遣を要請。

2007 年 11 月 16 日頃までに、日本外務省は、藤井延之総務省自治行政局選挙部選挙課調査係、笹目賢一郎外務省欧州局ロシア課課長補佐、学識経験者（上野）の派遣を決定。米国、カナダ等は派遣せず。日本からの派遣が注目されることとなる。

1.3. 2007 年 12 月の日本の選挙監視団の活動

1.3.1. 監視員および活動内容

(1)監視員

上野のほか、総務省選挙部選挙課調査係事務官および外務省欧州局ロシア課課長補佐の 2 名、計 3 名。

(2)活動期間

2007年11月27日から12月3日

(3)活動内容

- 2007年11月28日 フォードロフ「全ロシア世論調査センター」所長との会談
ダヴィドフ・ロシア中央選管国際局長との会談
- 11月29日 イワネンコ・ヤブロコ第一副党首との会談
ロシア中央選管訪問、情報センター等視察
- 11月30日 ペトロフ・カーネギー・モスクワ・センター学術評議員
スルタノフ「公正ロシア」中央評議会幹部会委員他との会談
フィリポフ・ロシア共産党国際局長との会談
ベルイフ右派勢力同盟（SPS）党首との会談
- 12月1日 投票所の視察（第674、675投票所）
クリャソフ・ロシア中央選管委員との会談
- 12月2日 投票所における監視活動（※）
ゴルブノフ・モスクワ市選管委員長との会談
- （※）3監視員により、第83投票所において、開所および開票の作業を監視。投票時間中は、上野以外の2名は、第83、433、674、675、677、678、689投票所の巡回監視を実施し、上野は第83投票所で定点監視を実施。
- 12月3日 チューロフ・ロシア中央選管委員長との会談

1.3.2. 全般

1990年代に我が国が監視員を派遣した際は、当日、投票所の開所前に、出馬を取り止めた候補者の氏名を投票用紙から削除する作業を行う等のケースが見られたが、今回は開所前に投票用紙はすべて整っている等、我々が監視を行った範囲では、全般に組織面についてはだいぶ改善が見られ、秩序立って選挙が行われていた。

1.3.3. 監視員の受入条件

今回は、日本側の制約もあり、期間、地域、人員のいずれについても限定された活動であったが、今後の監視においては、日本側の要望に応じ、可能であれば、監視員を増員し、より長期間にわたって地方も含めて活動することが、全体像を知る上で有益であると考えられる。

また、より長期間にわたって地方を含め活動することができるよう、より早期に招待状を発出するよう要請。

1.3.4. 投票所リストの配布

中央選管から投票所住所が記載された投票所リストを受領できなかった。効率的な監視活動のために、事前の投票所リストの配布を要請したい。

1.3.5. 投票所選挙監視委員会の外国人監視員への対応

モスクワ市内7ヵ所の投票所を巡回したが、各所の選挙監視委員会委員長は、投票の経過につき当方に説明する他、当方の質問にも丁寧に答える等、対応は概ね良かった。

ただし、投票所選管委員から、外国人監視員身分証明書の他に、中央選管からの派遣状の提示を求められる場合があった（第83、675投票所）。

また、下記1.3.11. および1.3.12. のとおり、外国人監視員の権利・義務が十分周知されていないケースがあった。

1.3.6. 投票所の動線の問題

『投票区選挙管理委員の作業手引書』24頁および44頁には、投票所内のモデルが描かれており、これによれば、投票所は、入口、掲示板、投票用紙交付、投票ブース、投票箱、出口という順番に、単線的に選挙管理委員および設備が配置されている。この手引書のモデルに従って投票所が設置されていれば、選挙人の動線が交錯して投票所内が混雑すること等は避けられると考える。しかし、実際には、複数の投票所において、入口と出口が同一となっており、また投票用紙の交付、秘密投票のためのブース、投票箱の配置が単線的になっていないため、選挙人が右往左往し、無用な混雑を招いている状況が見受けられた（とくに第83投票所）。

投票所のためにより広い面積を確保し、投票用紙の交付、記入、投票箱を順番に配置することなどについて、手引書内のモデルに従って投票所の設営を行うことを強く指導すべきと考える。

1.3.7. 投票所の設備等の問題

いずれの投票所においても投票ブースは最低限2組（4人分）配置されていたが、混雑時には、オープンスペースの机等ブース以外の場所で記入している選挙人が見受けられた。

また、第83投票所では白い樹脂製の投票箱が用いられていたが、投票箱である旨のわかりやすい表示がなく、投票進行順路の表示も不十分であり、投票箱の場所を尋ねる選挙人が多く見受けられた。

その他、投票ブースは必ずしも投票所選管委員や立会人から見通しのいい場所に設置されておらず、投票が不正に行われてもそれを視認し難い状況であった。また、投票所選管委員については名札を着用していないケースもあり、関係のない者が紛れ込んでいても見分けがつかない状況であった。

これらについては、円滑かつ適正に投票を実施するため、投票所の設備等について指示を徹底する等、所要の措置を講ずる必要があると考えられる。

1.3.8. 周辺の投票所の管轄区域についての情報の共有

間違った投票所に来た選挙人のために、当該選挙人が投票することになっている投票所を指示する必要があるが、第83投票所の選挙管理委員は、その情報を持っていなかった。

各投票所の管轄区域の一覧表を事前に各投票所選挙管理委員会に配布しておく必

要性があると考ええる。また当該投票所および周辺の投票所の管轄区域を示す地図を掲示する等の便宜を図ってもよいと考ええる。

1.3.9. 秘密投票の保障の問題

各投票所における投票行為を観察する限り、投票用紙の記入に際して他人に意見を求めたり、複数名が同時に投票ブースに入るなど、投票の秘密に対する有権者の意識は必ずしも高くないと感じた。

また、オープンスペースの机を投票ブースの代替としたり、投票箱のすぐ横に選挙管理委員が常駐する状況が散見されるなど、選挙管理委員の側においても、秘密投票の保障について必ずしも十分な配慮が払われていない状況であった。

以上から、秘密投票は厳守されなければならないこと、および選挙人の自由な意思による選挙権の行使が確保されなければならないことを、選挙人および選挙管理委員の双方に対して、より積極的かつ継続的に周知、啓発していく努力が必要と考ええる。

1.3.10. 開票作業の非効率（第83投票所）

開票作業については、集計方法に関する選管委員間の相談後、投票用紙を11政党と無効票の12のカテゴリーに仕分ける方式が採用され、各投票所選管委員が1つ又は2つのカテゴリーを担当し、委員長を含む3人の委員が投票用紙を担当の委員に手渡すという分担により行われた。疑問票についてはその都度選管委員の間で確認が行われているようであったが、挙手による多数決等を行われていなかった。

開票作業については、予め効率的な方法を事前にマニュアル化して周知しておくことが、作業の迅速化・適正化に資すると考えられる。

1.3.11. 開票作業へのアクセス制限（第83投票所）

ロシア中央選管の『外国人監視員活動要領』3.4.12項によれば、監視員には、投票用紙のチェックマークが見える距離で監視する権利が認められているが、実際には、投票所選管委員は、外国人監視員および政党立会人を開票テーブルから数メートル離れた、階段を数段下りた場所に迫りやり、椅子を並べて立ち入れないようにして開票。その結果、監視員等は、その距離から投票用紙のチェックマークを判別できず、正しく仕分けられたか確認できなかった。また、委員は、無効票数はアナウンスしたが、政党別得票数については何も言わなかった。作業台に近付こうとした立会人は制止された。

1.3.12. 開票公式記録作成状況監視の拒否（第83投票所）

『外国人監視員活動要領』3.4.13項によれば、監視員には、開票公式記録（プロトコール）の作成状況監視の権利が認められているが、委員は、政党別得票数をカウントした後、別室に入り、ドアを閉めて開票記録を作成した。

当方より、同作業の監視を求めると、委員長含め、委員は、それは認められていない旨回答。当方より、「外国人監視員活動要領」の関連部分を提示し、ここに明確に記載があると指摘しても、固く拒否された。

外国人監視員は最終的には室内に通されたが、開票公式記録が既に完成した後であった。開票公式記録は、その後壁に貼り出されたが、上記の次第により、そこに記載された各党得票数と実際の得票数が一致するか否かは、確認できなかった。

2. 選挙結果

表 2 選挙結果

	政党名	2003 年 12 月 7 日			選挙前 議席数	2007 年 12 月 2 日		
		得票数	得票率	議席数		得票数	得票率	議席数
1	ロシア農業党	2,205,704	3.64			1,600,234	2.30	
2	「市民勢力」					733,604	1.05	
3	ロシア民主党	136,294	0.22			89,780	0.13	
4	ロシア連邦共産党	7,647,820	12.61	52	47	8,046,886	11.57	57
5	「右派勢力同盟」	2,408,356	3.97			669,444	0.96	
6	社会公正党					154,083	0.22	
7	ロシア自由民主党	6,943,885	11.45	36	29	5,660,823	8.14	40
8	「公正ロシア」				33	5,383,639	7.74	38
9	「ロシアの愛国者」					615,417	0.89	
10	「統一ロシア」	22,779,279	37.57	306	297	44,714,241	64.30	315
11	「ヤーブラコ」	2,609,823	4.30			1,108,985	1.59	
	投票参加者数	60,712,300				69,609,446		

出典：Вестник Центральной избирательной комиссии Российской Федерации, 2004 No. 5 (157), p. 17;
<http://www.duma.gov.ru/index.jsp?t=fraction/index.html> [2007/12/16 参照]; <http://www.rg.ru/pril/19/48/68/dok.jpg> [2007/12/16 参照]

注：投票参加者数というのは、各政党に投票された投票数（有効投票数）に無効投票数を加えた数である。
 なお、2003 年 12 月 7 日の選挙における投票参加者数は、「各政党に投票された投票数 + 『すべての政党に反対』に投票された数（以上が有効投票数） + 無効投票数」であった。議席数は、2003 年 12 月 7 日の数字については、小選挙区選出議員の議席を含めた報道による取りまとめの数字である。

2.1. 投票率

今回の選挙の投票参加者数は 69,609,446 人、投票率（ロシアの場合、投票参加者数を選挙人総数で割った数字）は 63.78%と公表されている。前回の選挙は、投票参加者数 60,712,300 人、投票率 55.75%であったので、投票率は 8%ほど上昇したことになる。
 「統一ロシア」の圧勝が確実な中での、いわば無風選挙だった中での、8%もの投票率の上昇は特筆すべきことと考えられる。

2.2. 各政党の得票数

前回の数字に比べ、「統一ロシア」は大きく得票数を増やし、ほぼ前回の 2 倍に達している。ロシア連邦共産党も前回の得票数を約 5%、40 万票ほど増やした。他方、ロシア自由民主党は、前回の得票数を約 20%、130 万票ほど下回った。

したがって、得票数に着目すれば、「統一ロシア」の圧勝であり、共産党も健闘したと言ってよいだろう。

2.3. 主要政党の議席数について

前回の選挙直後の議席数と比較すると、「統一ロシア」は 9 議席増、ロシア連邦共産党は 5 議席増、ロシア自由民主党は 4 議席増となった。

また選挙直前の議席数と比較すると、「統一ロシア」は 18 議席増、ロシア連邦共産党は 10 議席増、ロシア自由民主党は 11 議席増、「公正ロシア」は 5 議席増となった。

いずれの政党の議席も増えているが、これは選挙制度が変わって小選挙区が廃止されたため、諸派および無所属の議員がいなくなったことによる。

したがって、議席数に着目すれば、各党の議席配分は、選挙前に比べて大きな変化はなかったと言える。

2.4. 選挙結果についての総評

投票率が若干上昇した中で、得票数に着目すれば、「統一ロシア」の圧倒的な勝利だったが、最も重要な議席数についてみれば、選挙前と大きな変化はなかった。

とはいえ、もともと、「統一ロシア」は、前回の選挙において小選挙区で多くの議席を獲得していたので、比例代表制に一本化した上で、比例区における得票率が前回並みであれば、「統一ロシア」は、議席を大きく減少させる可能性があった。したがって、「統一ロシア」の危機感は相当強いものがあつたはずであり、それがプーチン大統領の候補者名簿一位登載、プーチン大統領自らの「統一ロシア」支持キャンペーンにつながったと考えられる。その結果、「統一ロシア」は、自党にとって不利な選挙制度の変更があつたにもかかわらず、若干議席を増加させた。したがって、今回の結果は、「統一ロシア」にとって大きな勝利だったと評価することが可能である。しかし、その「統一ロシア」の大勝利は、選挙制度の変更があつたがゆえに、議席には大きく反映されなかったのである。

ともかく、下院の議席配分に大きな変化はなく、「統一ロシア」の一党優位体制は継続したが、プーチン大統領自ら名簿一位に載り、積極的に選挙運動を展開したにもかかわらず、大幅な議席増がなかったという事実だけを強調すれば、プーチン大統領にとっては、この選挙結果は厳しいものに映るであろう。

2.5. 国家会議選挙結果の影響

2.5.1. 国内への影響

今回の選挙では、プーチン大統領および「統一ロシア」は、この選挙を、プーチン大統領の過去 8 年間の実績に対する国民の評価、またプーチン政権下で策定された今後の経済社会プログラム（いわゆる「プーチン・プラン」）に対する国民の評価を明らかにするものである、すなわちプーチン大統領に対する国民投票である、と主張してきた。したがって、投票率の若干の上昇、「統一ロシア」の得票数の大幅な増加を強調して、プーチン大統領と「統一ロシア」は、過去 8 年間の実績を国民は高く評価し、「プーチン・プラン」に対しても国民から高い評価と期待が表明されたと主張することになるであろう。したがって、メドヴェージェフ氏が大統領に就任したとしても、当面はプーチン路線の継続は当然のことであり、プーチン氏が政府議長に就任して、事実上の最高実力者となることは間違いないであろう。

ちなみに、中央選挙委員会議長チュエロフが、12 月 4 日の記者会見で、「選挙人は、

11 政党の候補者名簿に投票したのであり、政党に投じられた投票数は、政党支持率を意味するのであって、候補者名簿に記載されている個別具体的な候補者に対するものではない」（<http://www.rg.ru/2007/12/05/izbirkom.html> [2007/12/05 参照]）と指摘して、今回の選挙がプーチン大統領に対する事実上の国民投票であるといった見方を否定したことは興味深い。チューロフ氏はプーチン大統領に近い関係にあると考えられてきたが、チューロフ氏のこうした見解がクレムリンの一定部分の意見を代弁するものだとすれば、今回の選挙が「プーチンの大勝利」であるという見方を否定しようとする動きが政権内部に出てきているということを推測させる。

他方、「統一ロシア」圧勝の影で目立たないが、ロシア政治において現実的な影響力を有する唯一の野党とも言えるロシア連邦共産党が、厳しい情勢の中でも、得票数、議席数とも伸ばしたことは、軽視すべきではない。長期低落傾向のあった共産党が、その傾向に歯止めをかけ、唯一、影響力のある野党として今後も存続し、その影響力を保持し続けることが明白になったからである。

議席獲得のための最低得票率が 5 から 7%に引き上げられ、投票前の情勢では、確実に議席を獲得できると言える政党は、「統一ロシア」と共産党の 2 党だけという情勢であったが、結局、ロシア自由民主党と「公正ロシア」も議席を獲得することになったのは、ロシア国民のバランス感覚が働いた結果とも考えられる。とくに、プーチン支持を党是としていたにもかかわらず、「統一ロシア」の候補者名簿第 1 位にプーチンが載ったために、大苦戦を強いられ、また厳しいバッシングにさらされもした「公正ロシア」が下院に残っただけでなく、議席を若干増したことは、2007 年春の地方選の結果を含め、同党にとって大きな自信となったであろう。党首ミローノフ上院議長の政界における影響力は若干強まり、もう一度、クレムリンは与党 2 党体制ないし建設的野党育成のプランの可能性を模索し始めることになるかもしれない。しかし、この与党 2 党体制は、地方首長の利益を基盤とする旧「祖国－全ロシア」と、中央官僚の利益を基盤とする旧「統一」とが、クレムリンの強力な後押しで合同して成立した、いわば同床異夢の「統一ロシア」の将来に、若干の不安要素を残すことにもなる「諸刃の剣」と言える。今後の「公正ロシア」の動向が注目される。

2.5.2. 国外への影響

今回の選挙は、各地域における投票率と「統一ロシア」の得票率が、自分自身の進退に大きく影響すると考えた地方首长たちが、自身の首をかけて、集票に奔走した選挙であった。そのため、選挙戦前から「統一ロシア」圧勝が明らかであるのにもかかわらず、各地で、地方首长たちが、いわゆる行政リソースを利用し、野党に対して不公正な取り扱いをすることになってしまった。その結果、今回の選挙は、きわめて不正な選挙であったという厳しい評価が、野党からも、また諸外国とりわけ欧米諸国からも、なされることになった。かくして、今回の選挙は、ロシアの対外イメージを損なうものとなったと言える。

大統領に選出されるであろうメドヴェージェフ氏と、政府議長に就任することになるであろうプーチン氏は、こういった対外イメージの悪化を改善しなければならないという課題を背負うことになったのである。

それゆえ、新大統領就任ということもあり、ロシアは、しばらくのあいだ、強硬な対外政策を打ち出すということは難しくなったと言えるかも知れない。

3. 大統領選挙の手続き

3.1. 大統領選挙の準備

3.1.1. 大統領選挙の期日

11月26日付け連邦会議（上院）決定により2008年3月2日の大統領選挙期日を公示。

3.1.2. 大統領候補者の立候補受付

自己推薦候補：2007年11月28日から12月18日まで

政党指名候補：2007年11月28日から12月23日まで

12月10日の時点で20名が立候補届出（http://www.cikrf.ru/aboutcik/activity/int/int_borisov_101207.jsp [2007/12/16参照]）。

3.1.3. 登録書類の提出

2007年12月12日から2008年1月16日18:00（モスクワ時間）まで。

下院に議席を持つ4政党以外の政党の指名候補および自己推薦候補は500名からなる発起人グループをつくり、200万人の署名を集めなければならない。

ロシア連邦中央選挙委員会によると最終的には候補者は10名以下となる見込み（http://www.cikrf.ru/aboutcik/activity/int/int_borisov_101207.jsp [2007/12/16参照]）。

3.1.4. 候補者の登録

2008年1月27日まで。

3.2. 投票

3.2.1. 当選

過半数の票を獲得した候補者が当選したものと見なされる。

3.2.2. 決選投票

1回目の投票で当選者がいないばあい、上位2名による決選投票を実施する。

3.2.3. 選挙の不成立

- 決選投票において、候補者1名の辞退により1名しか候補者が残らなかった場合に、当該候補者が投票に参加した選挙人の50%以下の得票しかできなかった場合。
- 1回目の投票において2名の候補者しかおらず、その2名とも50%以下の得票しかで

きなかった場合。

- 決選投票までにすべての候補者が辞退した場合。

3.2.4. 選挙の無効

- 投票および投票結果の確定に際しての違反により選挙人の意思表示の結果を確定できない場合。
- 投票結果が無効となった投票所の選挙人数が選挙人総数の4分の1以上になった場合。
- 裁判所の決定による場合。

4. メドヴェージェフ候補について

Медведев Дмитрий Анатольевич

(Medvedev Dmitrii Anatol'evich)

メドヴェージェフ、ドミートリー・アナトーリエヴィチ
ロシア連邦政府第一副議長。



1965 年 9 月 14 日、レニングラート州生まれ。

1987 年、レニングラート国立大学法学部卒業、1990 年、同
大学大学院修了。法学博士候補、助教授資格。

1990 - 1999 年、サンクト・ペテルブルク大学教員。

1990 - 1995 年、レニングラート市人民代議員ソヴィエト議長（サブチャーク、アナト
ーリー・アレクサーンドロヴィチ）顧問、サンクト・ペテルブルク市庁対外関係委員
会（議長プーチン、ヴラジーミル・ヴラジーミロヴィチ）専門官。

1999 年ロシア連邦政府官房副長官（政府議長プーチン）。

1999 - 2000 年、ロシア連邦大統領府副長官。

2000 年、ロシア連邦大統領府第一副長官。

2000 - 2001 年、「ガспロム」取締役会議議長、2001 年、「ガспロム」取締役会副
議長、2002 年 6 月、「ガспロム」取締役会議議長。

2003 年 10 月、ロシア連邦大統領府長官。

2005 年 11 月、ロシア連邦政府第一副議長。

妻、男子。

(<http://www.government.ru/government/rfgovernment/rfgovernmentvicechairman/8559534.htm> [2007/09/30])

5. メドヴェージェフ大統領とプーチン政府議長との関係

5.1. ロシア連邦憲法における大統領についての規定

第80条

第1項 ロシア連邦大統領は、国家元首である。

第2項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、ならびに人および市民の権利および自由の保証人である。大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続きに従って、ロシア連邦の主権、その独立性および国家的一体性を擁護する措置をとり、国家権力諸機関が調和的に活動し、相互に協力するよう保証する。

第3項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法に従って、国家の内政および外交政策の基本方針を決定する。

第4項 ロシア連邦大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。

第83条

ロシア連邦大統領は、

a) 国家会議の同意を得て、ロシア連邦政府議長を任命する。

b) ロシア連邦政府の会議を主催する権利を持つ。

b) ロシア連邦政府の総辞職の問題についての決定を採択する。

e) ロシア連邦政府議長の提案に基づいて、ロシア連邦政府副議長および大臣を任命し、それらを解任する。

5.2. 実質的關係

- メドヴェージェフ大統領が国家元首でありロシア連邦を代表することはロシア連邦憲法第82条の規定から明らか。
- メドヴェージェフ大統領が政府議長に提案する場合、第83条a)の規定から、国家会議の同意が必要であるため、国家会議の過半数を占める「統一ロシア」の提案に従う必要がある。
- メドヴェージェフがすでにプーチンを政府議長として提案する意向を表明したことは、プーチンが「統一ロシア」の名簿第1位に記載されていたことから当然である。
- メドヴェージェフ大統領がロシア連邦政府副議長および大臣を任命する場合、第83条e)の規定から、プーチンの提案に従って政府副議長および大臣を任命することになる。政府人事の実権は政府議長であるプーチンが握ることになるのは、憲法の規定と矛盾しない。